

上沼ゼミOB・OG会

定 款

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、上沼ゼミOB・OG会（以下「会」という）という。

（目的）

第2条 本会は、上沼ゼミに在籍した会員が、卒業後における相互の親睦交流を図り、また在校生の学問研究活動を援助し、上沼ゼミの発展に寄与することを目的とする。

（活動）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行なう。

- （1）会員相互の親睦交流活動
- （2）在校生と会員との親睦交流活動
- （3）インターネットや紙媒体を用いたゼミにかかわる情報伝達活動
- （4）その他、会で取り決めた諸活動

（事務所）

第4条 本会は、事務所を早稲田大学社会科学部上沼研究室に置く。

第2章 会員

（会への加入要件）

第5条 本会の会員となれるのは、在学中に上沼ゼミに所属し、本会の趣旨、目的に賛同する者とする。

（加入手続）

第6条 本会への加入を希望する者は、所定の加入フォームに必要事項を記入し、会費を添えて、これを会に提出しなければならない。

- 2 幹事会は、前項の加入申込があったときには、その可否を速やかに幹事会に諮るものとする。
- 3 幹事会は、速やかに申込者の加入の可否を決し、顧問の確認をもって、その結果を申込者に通知する。

(会員の権利)

第 7 条 会員は、以下の権利を有する。

- (1) 本会の活動運営に従事すること
- (2) 本会の活動に関する各種情報に接すること

(会員の義務)

第 8 条 会員は、本会に対し、次の義務を有する。

- (1) 会の維持存続に必要な会費を納入すること
- (2) 2 条に掲げる目的を尊重すること
- (3) 会の定款、機関決定を遵守すること

(退会)

第 9 条 会員は、書面による事前の通知をもって、いつでも本会を退会することができる。

- 2 会員は、前条によるほか、資格喪失、死亡または除名により、当然に本会を退会する。

(資格喪失)

第 10 条 会員は、第 8 条に定める会費を正当な理由なく 2 年間支払わないとき、幹事会が当該会員につき本会の活動に従事する意志を喪失したと認めたときは、資格喪失として、その時点において当該会員は本会を退会したものとする。

(除名)

第 11 条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを本会から除名することができる。

- (1) 第 8 条の義務を催促を受けても履行しないとき
- (2) 本会の活動を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき

(会費)

第 12 条 会費については、この定款に定める他、会費規約に定めるところによる。

第 3 章 総会

(総会の構成)

第13条 総会は、会員をもって構成される。

(総会の招集)

第14条 幹事会は、毎年度終了後に総会を招集する。

(臨時総会)

第15条 幹事会は、必要があるとき、臨時総会を招集する。

2 幹事会は、会員がその過半数の同意を得て、総会の召集を請求したときは、臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議決事項)

第16条 この定款に特別の定めがあるもののほか、次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 毎活動年度の予算および活動計画の決定並びに変更
- (4) 活動報告、会計報告

(総会の成立要件)

第17条 総会は、会員の過半数の出席がなければ成立しない。

(総会の議決方法)

第18条 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第19条 総会の議事については、内容を記載した議事録を作成する。

第4章 幹事

(幹事及び監事)

第20条 本会に、幹事及び監事を複数名置く。

(幹事及び監事の選出)

第21条 幹事及び監事は、総会において、会員の中から選出される。

(幹事及び監事の任期)

第22条 幹事及び監事の任期は2年とする。

(担当幹事)

第23条 幹事は、代表幹事、会計幹事など担当幹事を幹事会にて互選する。

(幹事会)

第24条 幹事会は、幹事をもって組織する。

- 2 幹事会は、代表幹事が招集する。代表幹事が未選出のときは、幹事会の話し合いによって、これを招集する。
- 3 代表幹事は、幹事会の決定に従って本会の活動を執行し、本会を代表する。代表幹事が未選出のときは、合議制による幹事会の決定に従って、連名でもって本会を代表する。

(幹事会の議決事項)

第25条 本定款に特別な定めがあるもののほか、次の事項は幹事会の議決を経なければならない。

- (1) 本会の活動や会計執行に関する事項
- (2) 総会の招集並びに総会に附議すべき事項
- (3) 本会の活動や会計執行のための手続き、規則の制定、変更及び廃止

(監事による監査)

第26条 監事は、毎年度、本会の会計執行の状況を監査しなければならない。

- 2 監査は、前項の監査を行なったときは、その結果を総会に報告し、且つ意見を述べなければならない。

(顧問)

第27条 本会は上沼正明教授が顧問となる。

- 2 顧問は、本会の活動に関して要請や助言を行い、また幹事会からの諮問に応ずるものとする。

(在校生事務局)

第28条 本会は、必要に応じて、会員外であるが、在校生より事務局を選出依頼することがある。依頼は、幹事会より顧問を通して行なう。

第5章 会計

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(資産の構成)

第30条 本会の資産の構成は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 活動に伴う収入
- (3) 寄付金
- (4) 補助金
- (5) その他

(活動計画及び予算)

第31条 本会の活動計画と活動報告及び会計予算と会計報告は、幹事会が作成し、総会の承認を得なければならない。

第6章 解散

(解散)

第32条 本会は、第16条の規定による手続きを経て解散する。

(残余財産の処分)

第33条 本会が解散した場合の残余財産は、払い込み済み会費に応じて会員に配分する。但し、総会において別段の議決をしたときは、その議決によるものとする。

附則

（施行規定）

第1条 本定款の定めるもののほか、本会の財産及び活動の執行のための手続き、その他の必要な事項は、諸規則で定める。

（施行期日）

第2条 本定款は、本会の成立の日から施行する。

（会設立時の会員）

第3条 本会成立時における会員は、2004年8月28日の設立総会時に作成された名簿で確定したものとする。

（会設立時の幹事及び監事）

第4条 本会設立時における幹事及び監事は、上沼ゼミOB・OG会準備会が定めた「設立時の役員目録」に記載された者で暫定的に組織することとする。

2 前項で定めて暫定的に組織された幹事会は、本会を1年以内に定款に則る組織に整備する。

2004年8月28日